

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人高知県銀行協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を高知市に置く。

(目 的)

第 3 条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 銀行営業及び業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- (2) 金融及び経済に関する調査並びに研究
- (3) 関係官庁その他に対する建議及び答申
- (4) 他の金融機関及び産業界との連絡
- (5) 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための施設の設置、運営
- (6) 銀行に関する広報
- (7) 銀行とりひき相談所の設置、運営
- (8) その他本協会の目的達成上必要と認めた事業

(公告方法)

第 5 条 本協会の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機 関)

第6条 本協会は、本協会の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社員の要件)

第7条 本協会の社員となることのできる者は、高知県において本店又は支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(入 会)

第8条 本協会の社員となることを希望する銀行は、本協会所定の入会申込書を提出して総会の承認を得なければならない。

(加入金)

第9条 新たに本協会の社員となる者は、入会の承認通知を受けた日から1週間以内に加入金を納付しなければならない。

2 前項の加入金は、その都度、総会の決議によって定めるものとする。

3 社員は、既納の加入金の返還を請求することはできない。

(社員資格の取得)

第10条 第8条の承認を得た銀行が前条により加入金を完納したときは、理事は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

2 申込者は、社員名簿への登録によって社員としての資格を取得する。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第11条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は、1週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。

2 前項の通知があったときは、理事は、社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(経費の負担)

第12条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、別に定める経費分担金基準規定に従って、経費を分担する義務を負う。

2 臨時の経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

3 社員は、既納の経費分担金の返還を請求することはできない。

(退 会)

第13条 社員は、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の申出は、書面をもって行わなければならない。

(社員資格の喪失)

第14条 社員である資格は、次の事由によって喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 第7条に規定した資格を喪失したとき

(3) 整理のため休業したとき、又は破産の宣告を受けたとき

(4) 解散又は合併により消滅したとき

(5) 除名されたとき

2 社員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(社員資格の承継)

第15条 社員が次のいずれかに該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

(1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合
存続する銀行

(2) 合併により新銀行を設立する場合
設立される銀行

(3) 会社分割又は事業譲渡により、事業の全部を他の一の銀行に譲渡し、
かつ、前条第3号又は第5号により社員の資格を喪失する場合
事業を譲り受ける銀行

(4) 会社分割又は事業譲渡により、事業の全部又は一部を当該社員の子

会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第3号又は第5号により社員の資格を喪失する場合

事業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行
事業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行

- (5) その他総会が適当と認める場合
社員が指定した銀行

(除 名)

第16条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) 経費分担金を納付しないとき
- (2) 本協会の体面を毀損する行為又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 営業状態が危険と認められる事実があったとき、又は総会の決議に違反したとき

(社員資格喪失の通知等)

第17条 社員としての資格を喪失した者があるときは、理事は、社員名簿にその事由及び年月日を記入し、かつ、これを当該社員に通知しなければならない。

第3章 総 会

(構 成)

第18条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員総会とする。

(権 限)

第19条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種 類)

第20条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度開始前2か月以内に開催する予算総会及び毎事業年度終了後3か月以内に開催する決算総会とする。
- 3 前項の決算総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。
- 4 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日1週間前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、各社員に通知しなければならない。ただし、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることを定めたときは、総会の日2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議 長)

第22条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長に事故があるときは、他の理事を議長とする。

(社員の議決権)

第23条 各社員の議決権は、1個とする。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する社員は、その決議に参加できないものとする。

2 総会に出席しない社員は、第21条第4項の規定によりあらかじめ通知された事項について書面により議決権を行使し、又は他の社員にその行使を委任することができる。

3 前項の場合において、書面によって議決権を行使し、又は委任した社員は、出席したものとみなす。

(決議)

第24条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 総会の議長は、社員としての議決権を有する。

(総会の決議の省略)

第25条 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び総会に出席した者の中から議長が指名した議事録署名人2名以上並びに出席した監事が記名押

印し、事務所に備えて置かなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第27条 本協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事4名以内は、社員の役職員の中から選任する。
- 3 理事1名は、社員の役職員以外の者から選任することができる。
- 4 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、会長を補佐し、会長の指示に基づき常務を総括する。
- 4 会長及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の

業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する決算総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第32条 役員が次のいずれかに該当する場合は、総会の決議によって解任することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) 本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常務理事及び社員の役職員以外の者から選任された監事は、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧 問)

第34条 本協会に、任意の機関として、顧問1名を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 総会及び理事会から諮問された事項について意見を述べること

3 顧問は、総会において選任する。

- 4 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する決算総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問の報酬は、総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又はその他の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、これを開催する。

- 2 会長は理事会を開催しようとするときは、会日の3日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもってこれを決する。

2 理事会の議長は、理事としての議決権を有する。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面によって同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事が記名押印し、事務所に備えて置かなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第42条 必要に応じ、本協会に委員会を置く。

2 委員会の設置又は廃止は、総会の決議を要する。

3 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は総会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成等)

第43条 本協会の資産は、次のものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 加入金及び経費分担金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

2 資産は、基本財産及び通常財産の2種に分ける。

基本財産は、財産目録に基本財産として記載されたものとし、これを処分し、又は担保に供することはできない。

ただし、やむを得ない理由がある場合には、総会において、総社員の3分の2以上の決議を経て、処分し、又は担保に供することができる。

通常財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第44条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第45条 本協会の経費は、通常財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第46条 本協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に理事会及び総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

(事業報告及び決算)

第47条 本協会の事業報告書（これを一般社団・財団法人法上の事業報告とする。）、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、及び収支計算書並びにこれらの附属明細書は、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、理事会及び総会の承認を得なければならない。

(計算書類等の備置き)

第48条 会長は、総会の承認を得た前2条に関する書類を事務所に備えておかなければならない。

2 第46条に係る書類については、当該事業年度が終了するまでの間備置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第47条に係る書類については、監事の監査報告書を含め、5年間主た

る事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿、役員名簿その他必要な資料を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不配当)

第49条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の収入とし、その配当はしないものとする。

(長期借入金)

第50条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総社員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(事業年度)

第51条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計規則)

第52条 この定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は総会において定める。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第9章 解 散

(解 散)

第54条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第55条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲

げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第56条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 補 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第57条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(施行日)

第58条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(移行による事業年度)

第59条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第51条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度

の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(移行後の最初の代表理事等)

第60条 一般社団法人への移行後の最初の代表理事（会長）及び業務執行理事（常務理事）は、次のとおりとする。

代表理事	（会 長）	野 村 直 史
業務執行理事（常務理事）		福 長 孝 行

この定款は、平成 23 年 4 月 1 日（附則第 5 9 条の登記の日）から施行する。

平成 27 年 1 月 19 日 改正実施

2023 年 12 月 1 日 手形交換所廃止による改正